

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和63年千葉県条例第22号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（浄化槽管理士の設置等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>4</u>（略）</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（浄化槽管理士の設置等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p><u>4 浄化槽保守点検業者は、その登録に係る第3条第2項の期間ごとに、第1項の規定により置く浄化槽管理士に対し、規則で定める研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>5</u>（略）</p> <p>以下（略）</p>

附 則

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 平成29年4月1日までにこの条例による改正前の第3条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けた浄化槽保守点検業者（同条第4項の規定の適用を受ける者であって、その者の更新を受けた登録に係る同条第2項の期間の起算日が同日以前であるものを含む。）であって、この条例の施行の日において引き続き当該登録に基づき浄化槽保守点検業を営んでいるものについては、同日から当該登録に係る同条第2項の期間が満了するまでの間、この条例による改正後の第9条第4項の規定は、適用しない。